

重要

2020年度（令和2年度）の 買取価格と再エネ賦課金単価決定！

“価格”は前回の委員長案と変わりません。ただし10kW以上には注意が必要です。

太陽光 10kW 未満 「出力制御対応機器設置義務」による区分は無くなりました。

余剰売電 **21 円/kWh(税込)**

買取期間 **10 年間**

太陽光 10kW 以上 50kW未満 自家消費型の地域活用要件が設定されます。

余剰売電 **13 円/kWh + 税**

買取期間 **20 年間**

2020年度より「自家消費型の地域活用要件」が設定されています。

要件の中には

- ・発電電力量の少なくとも30%の自家消費を行うこと
- ・給電用コンセントを道路等に面した外壁に設置する

など、一般住宅では、生活の仕方により条件を満たすことが難しい内容が含まれています。経済産業省へのヒアリングでも具体的な回答が出ない現状では、お客様へは**10kW以上より、10kW未満（過積載プラン）**でのご提案を推奨します。

10kW 以上のご案件がある方は、案件毎に関係機関や経済産業省への問合せをお勧めします。

- ・再生可能エネルギー問合せ窓口：0570-057-333
- ・経済産業省新エネルギー課：03-3501-4031 (4551 ~ 4556)

nextpage

2枚目に「10kW以上50kW未満」についての経済産業省へのヒアリングとそれに対する回答、SIソーラーから工務店様へのコメントを掲載しております。



2020年度 賦課金単価 **2.98 円** /kWh

2020 年度の賦課金単価は、1kWh 当たり 2.98 円と決定しました。

目安として一ヶ月の電力使用量が 260kWh の需要家モデルの負担額を見ると年額 9,288 円、月額 774 円となります。
なお、2020 年度の賦課金単価は、2020 年 5 月検針分の電気料金から 2021 年 4 月検針分の電気料金まで適用されます。
(経済産業省 HP より引用)



資料ページはコチラ

<http://urx.red/gw6F>

接続パスワード

jyuigaku

SIソーラーは、最適な太陽光システムをご提案します。
見積もり依頼書と各資料を下記連絡先までお送り下さい。
est@sisolar.jp **or** **FAX : 03-5642-3734**

「太陽光10kW以上50kW未満」についての 経済産業省へのヒアリングと回答

Q 発電量はどのように算出するのか？

A 発電シミュレーターなどがある場合はそれをご利用ください。

SIソーラーから工務店様へ

⇒SIシミュレーターにて算出してください。

<https://sisimulation.com/users/login>

SIシミュレーターの推奨ブラウザ



Google Chrome
ダウンロードはこちら [🔗](#)

ログイン
https://sisimulation.com

ユーザー名

パスワード

始めてログインする場合は、左の画面が表示されたら
ユーザー名：sisolar
パスワード：simulator
でログイン後、メールアドレスのご登録～
アカウント作成を行ってください。

SIシミュレーター使い方マニュアルはこちら [👉](#)

Q 売電開始後、自家消費が30%に満たさなかった場合はすぐに売電取消になるのですか？ 29.9%や25.0%などの場合はどうなりますか？

A 現状まだ決まっていません。

SIソーラーから工務店様へ

⇒すぐに売電取消はないと思いますが、可能性もあることはお施主様にお伝えください。

Q 「給電用（自立運転）コンセント」はどこにつけるのか？
「建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合には、一階部分の道路等に面した外壁に給電用コンセントを設置する」のは、建物の外壁か、そとの外構の壁か？

A 災害時に一般の方が使える場所に設置してください。

SIソーラーから工務店様へ

⇒お施主様には「災害時に一般の方が非常用コンセントが使用できる場所へ設置しなければならない」といった旨お伝えください。
その上で、そとの外構の壁か住宅の壁に設置するかを選んでもらってください。

新 情 報 が 入 り ま し た ら お 知 ら せ い た し ま す 。

参考資料を添付しております。ご確認ください。

『自家消費型の活用要件について』→『事業計画対策ガイドライン（太陽光発電）』P32-33を抜粋
電気の調達に関するパブリックコメント→『意見公募の結果について』より一部抜粋

に対応することが望ましい。

③について、ケーブルやその他の発電設備の一部が盗難に遭うなどの被害が報告されている。これらを防止するためにも第三者が容易に発電設備に近づくことができないことを措置するとともに、第三者の侵入等を確認するための監視カメラなどを設置し、発電設備の安全を常に確認できることが効果的である。

5. 設備の更新

- 再エネ特措法に基づく調達期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。

【解説】

再エネ特措法に基づく特別な措置により、国民負担をもって導入された太陽光発電設備については再エネ特措法に基づく調達期間終了後も継続的な事業の実施が期待されている。当該発電設備が適切に運転されれば、調達期間終了後も、導入した設備を活用して引き続き発電することができると想定されるため、当該発電設備により可能な限り発電を継続することが望ましい。また、当該発電設備による発電を終了した後においても、系統接続等の初期コストをかけずに低コストで太陽光発電事業を実施することが想定され、必要な設備の更新により太陽光発電事業を継続することが求められる。

第4節 地域活用に関する事項

需要地に近接して柔軟に設置できる小規模事業用太陽光発電は、地域活用電源として、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消に資することが期待されており、別紙のとおり、関係審議会において地域活用に関する議論が進められている。

低圧（10kW 以上 50kW 未満）設備については、地域でのトラブル、大規模設備を意図的に小さく分割することによる安全規制の適用逃れ、系統運用における優遇の悪用などが発生し、地域での信頼が揺らぎつつある。地域において信頼を獲得し、長期安定的に事業運営を進めるためには、全量売電を前提とした野立て型設備ではなく、自家消費を前提とした屋根置き設備等の支援に重点化し、地域に密着した形での事業実施を速やかに求めることが重要である。このため、まず、低圧（10kW 以上 50kW 未満）設備について、2020 年度以降の認定案件には、FIT の認定基準として、自家消費型の地域活用要件（以下の①②の両方）を求めることとする。ただし、営農型太陽光発電設備であり、農地に立てる支柱に係る農地転用許可の期間が 10 年間となり得るものについては、①を満たさない場合であっても、②を満たすことで、地域活用要件を充足するものとして取り扱う。

また、高圧（50kW 以上）設備については、2020 年度の認定案件には、FIT 制度の認定基準としては、地域活用要件を設定しないが、今後、地域での活用実態やニーズを見極めつつ、要件設定の在り方について、検討が進められることとなっている。

- ① 当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも 30%の自家消費を行うこと。又は、発電電力量の少なくとも 30%について、電気事業法に基づく特定供給を行うこと。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 9 号の 2、第 5 条第 2 項第 5 号の 2 イ〕
- ② 災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 2 項第 5 号の 2 ロ〕

【解説】

①について、当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や電気事業法に基づく特定供給（以下「自家消費等」という。）が可能な配線構造となっていることに加え、認定時に自家消費等の計画（以下「自家消費等計画」という。）を策定することが必要である。自家消費等計画には、（１）当該再エネ発電設備による発電電力量の見込み（年間ベース）、（２）自家消費等の用途・量の見込み（年間ベース）、（３）以上に基づいて計算される自家消費等の比率（年間ベース）を記載すること。また、既築建築物に再エネ発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（認定申請から遡って１年間）の電力消費量を提出すること。

また、運転開始後の自家消費等の継続を制度的に担保するため、買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費等の比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、当該再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じることとする。具体的な状況の確認が実施できるよう、少なくとも３年間にわたり、当該需要場所における小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録（PCS ベースでの発電電力量をモニタリングするサービスを利用する、又は PCS に表示される発電電力量を写真で保存するなど）を行うこと。具体的な状況の確認を実施することができない場合については、認定取消し等の厳格な措置を講じることとする。

営農型太陽光発電であり、農地に立てる支柱に係る農地転用許可の期間が 10 年間となり得るものについては、FIT 認定後、3 年以内に農地転用許可が得られない場合、認定条件を満たさないものとして、認定は取り消される。

②について、ブラックスタート（停電時に外部電源なしで発電を再開することを指す。）を行うために、自立運転機能を有する PCS を使用すること。設置される全ての PCS に自立運転機能が具備されていることが望ましいが、少なくとも 10kW 相当分の PCS に自立運転機能を具備させ、1.5kW の自立運転出力を確保すること。自立運転時の出力は、単相・三相を問わない。

「意見公募の結果について」より抜粋

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
3. 認定基準に関する御意見(③事業用太陽光発電(10-50kW)に設定される地域活用要件に関するもの(災害時活用関係))		
14	災害時活用の要件として、「災害その他の非常の場合に、当該太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を一般の利用に供することができる構造であること」を求める省令案となっている。例えば、工場屋根に太陽光発電設備を設置する場合、工場の建物内に自立運転できるコンセントを設置するのみで、「一般の利用に供すること」に当たるのか。あるいは、工場と無関係の人でも利用できるようにしなければ、「一般の利用に供すること」に当たらないのか。	事業用太陽光発電(10-50kW)に地域活用要件を設定する趣旨の一つは、地域に密着した事業実施を行うことにより、地域において信頼を獲得し、長期安定的な事業運営に貢献する点にあります。 この趣旨を踏まえると、災害時活用に関する「一般の利用に供すること」については、再エネ発電事業者の関係者だけでなく、 広く地域の方の利用に供することが必要であると解されます。 このため、例えば、①柵や塀の外側に給電用コンセントを入れた箱を設置し、災害時等には当該箱を開錠する、②建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合には、一階部分の道路等に面した外壁に給電用コンセントを設置する、などの方法をとっていただく必要があります。
15	災害時活用について、建物の屋根などの一般の者の立入りが困難な場所に再エネ発電設備を設置する場合には、どのように対応すればよいのか。また、FIT制度の認定基準に従って、再エネ発電設備の設置場所に一般の者が立ち入れないよう柵や塀を設置する場合、災害時活用はどのように行うのか。	
16	災害時活用について、自立運転モードへの切換えには、発電設備の設置場所でPCSの操作が必要となる機種が大半である。PCS等の操作に関する基準は設定しないのか。	
17	自立運転機能付きのPCSがあれば、コンセントの設置方法については、再エネ発電事業者の自主判断に委ねる形でよいのではないのか。	
18	災害時活用の要件として設定されている「災害その他の非常の場合に、当該太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を一般の利用に供することができる構造であること」という要件については、10年間の農地転用の一時許可を受け得る営農型太陽光発電であっても、認定基準として求められるとの理解でよいのか。	
19	災害時活用が可能な再エネ発電設備が設置されており、災害時には、日中に携帯電話などの充電が可能となることについて、再エネ発電設備の設置場所の近隣住民に周知することも必要ではないのか。	御指摘の点については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
4. 軽微な変更(変更認定事由)に関する御意見		
20	自家消費等比率の変更が変更認定事由に追加されているが、当該比率は常に変動するものであるため、変更認定の対象とするのは合理的ではないのではないのか。	御指摘の点は、事業計画策定ガイドラインにおいて明確化しますが、事業用太陽光発電(10-50kW)に係る地域活用要件として設定される自家消費比率等は、年単位の数値を基準として、制度を運用する方向で検討を進めています。他方で、年単位の自家消費等比率を変更する場合には、軽微とはいえない再エネ発電事業計画の変更に当たることから、変更認定申請を求めることとします。
5. 区分及び調達価格等に関する御意見(①電源横断的事項)		
21	発電端コストだけでなく、ネットワークコストや調整コスト等を含めた使用端コストにおいて、他電源と遜色のない水準となるように調達価格を設定すべきである。	再生可能エネルギーを主力電源としていくためには、他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減と自立化を図っていく必要がありますが、その際、御指摘の系統や調整力も含めたシステム全体の効率性(社会コストの最小化)といった視点も重要と考えています。こうした視点も踏まえつつ、再エネコストの低減の加速化を図るため、中長期的な価格目標の設定、入札制度の活用、FIT認定後長期間稼働していない高価格案件への厳格な措置、低コスト化に向けた研究開発などを進めていきます。
22	調達期間について、2017年4月の再エネ特措法施行規則改正以降、RPS法や余剰電力買取制度に基づく支援措置を伴う価格での買取りが行われた場合のみならず、FIT調達期間開始前の試運転期間に特定契約によらず売電を行った場合や無償引取りを受けた場合についても、当該供給期間がFIT調達期間から控除されるようにも解釈し得るところ、FIT調達期間開始前の特定契約によらない供給の期間(支援措置を伴う調達価格が適用されない供給期間)については、再エネ特措法施行規則改正以前と同様に、FIT調達期間から控除されないとの理解でよいのか。	御理解のとおりです。調達期間は再エネ特措法第3条第5項に規定されているとおり、「当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定める」ものです。
6. 区分及び調達価格等に関する御意見(②太陽光発電関係)		
23	住宅用太陽光発電の調達価格は、これまで毎年2円ずつ低下してきたが、2020年度は前年比3円減となり、低減幅はいきなり大幅である。このため、今後の太陽光発電の普及が鈍化するのではないかと危惧している。地球温暖化防止の観点からも、更に高い調達価格を設定すべきではないのか。	FIT制度における調達価格は、再エネ特措法第3条第4項において、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎として定めることとされています。2019年度の調達価格等算定委員会では、FIT制度の定期報告に基づくコストデータを分析した上で、2020年度の住宅用太陽光発電(10kW未満)の調達価格を21円とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。